

第28回 湧水町農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和4年10月25日(火) 午前9時～午前9時40分
2. 開催場所 湧水町栗野中央公民館 2階大ホール
3. 出席委員 (15名)
 - 会長 15番
 - 会長代理 1番
 - 委員 2番 3番 4番 5番 6番 7番 8番
9番 10番 11番 12番 13番 14番 15番
4. 欠席委員 (0名)
5. 議事日程
 - 1 開会
 - 2 議事日程について
 - 3 議事録署名委員の指名について
 - 4 会期の決定について
 - 5 事務局報告
 - ① 合意解約報告書 (7件)
 - ② 農地法第3条の3第1項の規定による届出書 (2件)
 - 6 付議事件及び順序について
 - 日程第1 農業経営基盤強化促進法の資格審査について (議案 1件)
 - 日程第2 農地法第3条に規定による所有権移転の許可申請について (議案 2件)
 - 日程第3 農地法第4条の規定による許可申請について (議案 1件)
 - 日程第4 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について (議案 3件)
 - 日程第5 非農地証明願の申請審議について (議案 1件)
 - 7 その他農政一般事項
 - 8 閉会
- ※ 総会後の日程
6. 農業委員会事務局職員
 - 事務局長 局長補佐 管理調整係長 事務補助員

議長 それでは只今から、第28回湧水町農業委員会定例総会を開催します。本日の会議を開きます。日程にしたがい議事を進めます。議事日程につきましては、事前に配布したとおりです。

議長 議事録署名委員を指名します。会議規則第23条第2項の規定により、本日の議事録署名委員は、10番〇〇委員と11番〇〇委員を指名します。

議長 会期決定の件を議題とします。お諮りします。本総会の会期は、本日1日限りといたします。ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。次に、事務局報告に移ります。まず、合意解約申出書が7件提出されています。事務局の説明を求めます。

事務局 1ページです。①合意解約申出書7件です。番号1。貸人、湧水町恒次〇〇。借人、湧水町恒次〇〇。土地の所在、米永字宮ノ脇〇〇、田、〇〇㎡。あっせん等の希望は無です。契約の期間、令和3年6月25日から令和6年6月30日。解約の理由、農地転用をするため。利用権の種類、賃貸借。土地の引渡しの時期、令和4年9月30日。番号2。貸人、湧水町田尾原〇〇。借人、鹿児島市〇〇。土地の所在、田尾原字城ヶ鼻〇〇、田、〇〇㎡。あっせん等の希望は無です。契約の期間、平成29年12月31日から令和9年12月30日。解約の理由、水稻経営規模縮小のため。利用権の種類、使用貸借。土地の引渡しの時期、令和4年9月30日。番号3。貸人、湧水町幸田〇〇。借人、鹿児島市〇〇。土地の所在、幸田字松ヶ迫〇〇、畑、〇〇㎡。あっせん等の希望は無です。契約の期間、平成30年3月31日から令和10年3月30日。解約の理由、農地転用をするため。利用権の種類、使用貸借。土地の引渡しの時期、令和4年9月30日。番号4。貸人、湧水町田尾原〇〇。借人、鹿児島市〇〇。土地の所在、田尾原字供養塚〇〇、畑、〇〇㎡。あっせん等の希望は無です。契約の期間、令和2年7月1日から令和12年6月30日。解約の理由、自作するため。利用権の種類、賃貸借。土地の引渡しの時期、令和4年9月30日。番号5。貸人、湧水町川西〇〇。借人、鹿児島市〇〇。土地の所在、川西字新中野〇〇、田、〇〇㎡。あっせん等の希望は無です。契約の期間、令和2年2月1日から令和12年1月31日。解約の理由、農地転用をするため。利用権の種類、賃貸借。土地の引渡しの時期、令和4年9月30日。番号6。貸人、湧水町木場〇〇。借人、霧島市牧園町〇〇。土地の所在、木場字大薄〇〇、畑、〇〇㎡。あっせん等の希望は無です。契約の期間、令和2年6月25日から令和7年6月30日。解約の理由、耕作者を変更するため。利用権の種類、賃貸借。土地の引渡しの時期、令和4年8月30日。番号7。貸人、鹿児島市〇〇。借人、湧水町

恒次〇〇。土地の所在，恒次字猪ノ丸〇〇，田，〇〇㎡ 外1筆。計2筆
2,597㎡。あっせん等の希望は無です。契約の期間，令和2年6月25日か
ら令和12年3月31日。解約の理由，湿田で耕作条件が悪いため。利用権
の種類，賃貸借。土地の引渡しの時期，令和4年11月1日。以上です。

議 長
9 番
事務局
議 長

只今の事務局の説明に対し，ご質問ご意見等ございませんか。

5番の貸人〇〇さんへの3条申請(所有権移転)の許可日はいつでしたか。
後程，調べて報告いたします。

他にご質問ご意見等ございませんか。無ければ，以上で合意解約申出書 を
終わります。次に，農地法第3条の3第1項の規定による届出書が2件提
出されています。事務局の説明を求めます。

事務局

3ページです。農地法第3条の3第1項の規定による届出書が2件です。
番号1。権利取得者，鹿児島市〇〇。権利取得日，令和4年8月8日。取
得事由，相続。権利の種類，所有権。土地の所在，幸田葉山本〇〇，田，〇
〇㎡外6筆 田6筆 畑1筆の計7筆 9,344㎡。あっせん等の希望は無
です。番号2。権利取得者，湧水町米永〇〇。権利取得日，令和4年8月
17日。取得事由，相続。権利の種類，所有権。土地の所在，米永坂元〇〇，
田，〇〇㎡ 外2筆 計3筆 1,455㎡。あっせん等の希望は無です。以上
です。

議 長

只今の事務局の説明に対し，ご質問ご意見等ございませんか。

(なしの声)

議 長

無ければ，以上で農地法第3条の3第1項の規定による届出書を終わしま
す。

議 長

次に付議事件及び順序について に移ります。日程第1 議案第294号
農業経営基盤強化促進法の資格審査について を議題とします。利用権設
定の審査を行います。整理番号1号から整理番号8号まで，事務局の説明
を求めます。

事務局

4ページです。日程第1 議案第294号。農業経営基盤強化促進法の資格
審査について。(1)利用権設定です。整理番号1号から8号です。下の地
区別集計表をご覧いただきたいと思います。左側の利用権設定の部分です。
合計だけ申し上げます。田18,667㎡，畑4,151㎡，小計22,818㎡。次に
5ページです。総括表です。これも合計だけ説明いたします。賃貸借分の
田18,667㎡，畑4,151㎡。合計22,818㎡です。6ページ以降にそれぞれ
書いてあります。詳細はお目通しください。以上です。

議 長

まず，整理番号1号を審査します。整理番号1号については農業委員会等
に関する法律第31条議事参与の制限に，8番〇〇委員が抵触しますので，
退席を求めるため暫時休憩します。

(〇〇委員退席)

議長 休憩を閉じ，会議を開きます。整理番号1号の事務局の説明報告に対し，ご質問ご意見等ございませんか。

(なしの声あり)

議長 ご質問ご意見等がなければ，整理番号1号の資格審査については，承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。整理番号1号の利用権設定に係る資格審査については，承認することに決定しました。

議長 〇〇委員の出席を求めるため暫時休憩します。

(〇〇委員着席)

議長 休憩を閉じ会議を開きます。

議長 次に，整理番号2号から整理番号8号について審査します。整理番号2号から整理番号8号の事務局の説明報告に対し，ご質問ご意見等ございませんか。

(なしの声あり)

議長 ご質問ご意見等がなければ，整理番号2号から整理番号8号の資格審査については，承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。整理番号2号から整理番号8号までの利用権設定に係る資格審査については，承認することに決定しました。

議長 以上で，農業経営基盤強化促進法の資格審査について を終わります。次に日程第2，農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請についてに移ります。議案第295号から議案第296号までの2議案を一括上程します。事務局の説明を求めます。

事務局 8ページです。日程第2 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について 議案第295号。権利，所有権移転。土地の所在，幸田字樋掛〇〇 現況地目は畑 農振外〇〇㎡。渡人，湧水町幸田〇〇。受人，湧水町幸田〇〇。経営面積，4,265㎡。外はお目通してください。労力総数2。申請事由，規模拡大。売買価格は50,000円です。次に議案第296号。権利，所有権移転。所在，米永字山崎〇〇 現況地目は田 農振内〇〇㎡。渡人，湧水町米永〇〇。受人，湧水町米永〇〇。経営面積，17,337㎡。外はお目通してください。労力総数1。申請事由，規模拡大 売買価格は10万円。認定新規就農者です。以上です。

議長 農地法第3条の許可区分は湧水町農業委員会です。順を追って審議します。まず，議案第295号について審議します。議案第295号は，現地調査が行

われていますので、調査委員の報告をお願いします。

8 番 8番〇〇です。農地法第3条に係る議案第295号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙 現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の6ページから8ページをご参照ください。調査事項の中で、現況地目は田です。地域との調和要件は、すべて整っており特に問題はありません。耕作面積は下限面積以上のため問題はありません。指導事項については、特にありませんでした。調査意見は、許可相当と見ました。以上報告します。

議 長 只今の説明報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等なければ、議案第295号は調査委員の報告は許可相当ということですので。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第295号につきましては、許可相当と認め許可することに決定しました。次に、議案第296号について審議します。議案第296号についても現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。

8 番 8番〇〇です。農地法第3条に係る議案第296号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙 現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の6ページ、9ページ、10ページをご参照ください。調査事項の中で、現況地目は田です。地域との調和要件は、すべて整っており特に問題はありません。耕作面積は下限面積以上のため問題はありません。指導事項については、特にありませんでした。調査意見は、許可相当と見ました。以上報告します。

議 長 ただいまの説明報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等なければ、議案第296号は調査委員の報告は許可相当ということですので。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第296号につきましては、許可相当と認め許可することに決定しました。以上で農地法第3条に規定する所有権移転の許可申請について を終わります。

議 長 次に、日程第3 農地法第4条の規定による許可申請について を議題とします。議案第297号を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局 9 ページです。日程第3 地法第4条の規定による許可申請について。議案第297号。所在、木場字中原〇〇、農振外、〇〇㎡。二種農地。申請人、湧水町木場〇〇。形態、転用。用途、山林。申請事由、申請地の周辺は山林で、日当たりが悪く生産性が低いため、杉を380本植林し土地の有効利用を図る。以上です。

議長 議案第297号について審議します。議案第297号については、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。

1 番 1番〇〇です。農地法第4条に係る議案第297号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙 現地調査報告書をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書、議案参考資料の5ページから8ページ を参照してください。周囲の状況は、北は山林、東は山林、南は山林、西は山林です。一般基準の他法令関係については、該当ありません。周囲の農地等への支障の有無については、特にありません。添付書類は、被害防除計画書及び誓約書、土地利用図がありました。転用許可に関しての調査意見は、農地転用に関する許可基準に照らし、「資力及び信用」、「転用の確実性」、「計画面積の妥当性」また、転用することによって生じる付近農地への支障等は、特に問題はないので転用適当と見ました。以上報告します。

議長 只今の説明報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議長 ご質問ご意見等がなければ、議案第297号は調査委員の報告は許可相当ということです。許可相当と認め、県知事に進達することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第297号については、許可相当と認め、県知事に進達することに決定しました。以上で、農地法第4条の規定による許可申請について を終わります。

議長 次に、日程第4 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について を議題とします。議案第298号から議案第300号までの3議案を一括上程します。事務局の説明を求めます。

事務局 10 ページです。日程第5 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について。議案第298号。権利、所有権移転 所在、米永字浜場〇〇、畑。農振外〇〇㎡。二種農地。渡人、湧水町米永〇〇。受人、湧水町米永〇〇。用途、車庫。申請事由、既に転用してしまったため、正式に転用許可を申請する。土地利用図が添付されています。議案第299号。権利、所有権移転。所在、米永字浜場〇〇の一部 畑。農振外〇〇㎡のうち496㎡。

二種農地。渡人，湧水町米永〇〇。受人，湧水町米永〇〇。用途，一般住宅・車庫。申請事由，住居・車庫・墓地を建設するにあたり，近隣に住宅を建設するのに適当な用地が無かったため。土地利用図が添付されていません。議案第 300 号。権利，所有権移転。所在，米永字浜場〇〇の一部 畑。〇〇㎡のうち 566 ㎡。二種農地。渡人，湧水町米永〇〇。受人，湧水町米永〇〇。用途，貸車路・貸待避所。申請事由，経営する土木工事業で使用する運搬車・重機車両・機械等を車庫に保管する際に通行するために必要で，車庫が隣接しているため。以上です。

議長 それでは，順を追って審議します。まず議案第 298 号を審議します。議案第 298 号については，現地調査が行われていますので，調査委員の報告をお願いします。

2 番 2 番〇〇です。農地法第 5 条に係る議案第 298 号の現地調査の報告をいたします。調査日時，調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地，申請者及び場所等については，議案書と議案参考資料の 11 ページから 14 ページをご参照ください。周囲の状況は，北は通路，東は田，南は畑，西は畑です。一般基準の他法令関係については，該当ありません。また，周囲の農地等への支障の有無については，特にありません。添付書類は，被害防除計画書及び誓約書，土地利用図、顛末書がありました。転用許可に関する調査意見は，農地転用に関する許可基準に照らし，「資力及び信用」，「転用の確実性」，「計画面積の妥当性」また，転用することによって生じる付近農地への支障等は，特に問題はないので転用適当と見ました。以上報告します。

議長 只今の説明報告に対し，ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議長 ご質問ご意見等がなければ，議案第 298 号は調査委員の報告は許可相当とということです。許可相当と認め，県知事に進達することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第 298 号については，許可相当と認め，県知事に進達することに決定しました。

議長 次に，議案第 299 号を審議します。議案第 299 号についても，現地調査が行われていますので，調査委員の報告をお願いします。

2 番 2 番〇〇です。農地法第 5 条に係る議案第 299 号の現地調査の報告をいたします。調査日時，調査委員等については別紙 現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地，申請者及び場所等については，議案書と議案参考資料の 11 ページから 14 ページをご参照ください。周囲の状況は，北は

道路，東は道路，南は畑，西は通路です。一般基準の他法令関係については，該当ありません。また，周囲の農地等への支障の有無については，特にありません。添付書類は，被害防除計画書及び誓約書，土地利用図，顛末書がありました。転用許可に関しての調査意見は，農地転用に関する許可基準に照らし，「資力及び信用」，「転用の確実性」，「計画面積の妥当性」また，転用することによって生じる付近農地への支障等は，特に問題はないので転用適当と見ました。以上報告します。

議 長 只今の説明報告に対し，ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等がなければ，議案第 299 号は調査委員の報告は許可相当ということです。許可相当と認め，県知事に進達することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第 299 号につきましては，許可相当と認め，県知事に進達することに決定しました。

議 長 次に，議案第 300 号を審議します。議案第 300 号についても，現地調査が行われていますので，調査委員の報告をお願いします。

8 番 8 番〇〇です。農地法第 5 条に係る議案第 300 号の現地調査の報告をいたします。調査日時，調査委員等については別紙 現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地，申請者及び場所等については，議案書と議案参考資料の 11 ページから 14 ページをご参照ください。周囲の状況は，北は宅地，東は田，南は車庫，西は畑です。一般基準の他法令関係については，該当ありません。また，周囲の農地等への支障の有無については，特にありません。添付書類は，被害防除計画書及び誓約書，土地利用図，顛末書がありました。転用許可に関しての調査意見は，農地転用に関する許可基準に照らし，「資力及び信用」，「転用の確実性」，「計画面積の妥当性」また，転用することによって生じる付近農地への支障等は，特に問題はないので転用適当と見ました。以上報告します。

議 長 只今の説明報告に対し，ご質問ご意見等ございませんか。

1 番 1 点お尋ねします。受人が議案 298 号は，法人，議案 299 号，議案 300 号は，個人となっていますが何か理由があるのかお聞きいたします。

事務局 特に理由は聞いておりません。

議 長 他にご質問ご意見等ありませんか。
(なしの声あり)

議 長 無ければ，議案第 300 号は調査委員の報告は許可相当ということです。許可相当と認め，県知事に進達することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第 300 号につきましては、許可相当と認め、県知事に進達することに決定しました。以上で、農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請について を終わります。

議 長 次に、日程第 5 非農地証明願の申請審議について を議題とします。議案第 301 号を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局 1 1 ページです。日程第 5 非農地証明願の申請審議について。議案第 301 号。願出人、湧水町米永〇〇。土地の所在、米永字浜場〇〇, 畑, 〇〇m²。所有者、本人。非農地とする理由、申請地は、平成 5 年頃より耕作しなくなり原野化したため、農地への復元が困難である。非農地判定基準は湧水町農業委員会非農地証明書交付基準第 2 条 (2) (3) です。以上です。

議 長 議案第 301 号について審議します。本議案につきましては、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いいたします。

2 番 2 番〇〇です。非農地証明願いに係る議案第 301 号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙 現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の 9 ページから 1 2 ページをご参照ください。調査意見は、平成 1 6 年より耕作放棄により荒廃化したため、今後農地への復元が困難な土地であると判断しました。なお周囲は山林等に接しているため周辺農地には影響はありません。以上のことから、非農地判断基準の第 2 号, 第 3 号に該当することを確認したことから、非農地証明を発行することはやむを得ないと判断しました。以上報告します。

議 長 只今の説明報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。

(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等がなければ、議案第 301 号については調査委員の報告は非農地判定ということです。非農地と認め非農地証明を発行することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案 301 号につきましては、非農地と認め 非農地証明を発行することに決定しました。以上で非農地証明願の申請審議について を終わります。

議 長 次に、その他農政一般事項についてですが、皆様方から何かございませんか。

事務局 先程、9 番中尾委員より質疑がありました合意解約申出書 5 番近藤さんの所有権移転の許可日ですが、平成 2 9 年 4 月 2 5 日です。

議 長 他に無ければ、以上で終わります。以上で、本日付議されました議案は、

全部終了いたしました。これで、第28回湧水町農業委員会定例総会を閉会します。

(閉会) 午前9時40分

10 番

11 番

議 長
